マイナンバーカード申請等の時間外窓口の開設について

国では、マイナンバーカードの普及に向けた取組を進めています。

ご自身でマイナンバーカードに関する手続きをすることが難しい方や、開庁時間内に来庁することが困難な方を対象とし、下記のとおり**時間外窓口を開設します**ので、ぜひこの機会にご利用ください。

※時間外窓口では、マイナンバーに関する業務以外の受付はできませんのでご了承願います。

開設日時等について

◆日　　時：令和６年１１月　６日・１３日・２０日・２７日（毎週水曜日）
８日・１５日・２２日・２９日（毎週金曜日）

：午後５時３０分～午後７時３０分

◆場　　所：税務住民課　戸籍年金グループ窓口

予約について

◆予約時間帯

①午後５時３０分～午後６時００分　②午後６時００分～午後６時３０分
③午後６時３０分～午後７時００分　④午後７時００分～午後７時３０分

※準備の都合上、**希望日の前日までに**、下記の連絡先まで電話により予約をお願いします。

※**≪完全予約制≫** 当日の予約は出来ませんのでご了承願います。

※予約状況によっては、多少時間が前後する場合があります。

＊連　絡　先：税務住民課 戸籍年金グループ　ＴＥＬ ０１３７－８２－０１１１

時間外窓口で可能なマイナンバーカードに関する手続きについて

◆手 続 内 容：　１．マイナンバーカードの申請
２．マイナンバーカードの交付【事前に受取のハガキが届いている方】
３．電子証明書の更新
４．マイナンバーカードの更新
５．健康保険証利用の申込



※ご不明な点等は上記連絡先へお問い合わせください。

裏面もご覧ください

お持ちいただく物

１．マイナンバーカードの申請をされる方

・通知カード（紛失された場合でも申請可能です。）
・本人確認ができる公的な身分証明書
　①　「運転免許証」など、顔写真付きのものを１点。
　②　顔写真付きのものがない場合は、「健康保険証」と「介護保険証」、「基礎年金番号通知書（年金手帳）」、「各種医療受給者証」などから２点。
・住民基本台帳カード（所有している方は返納していただきます。）
・１５歳未満の方が申請する際は、「法定代理人」とご一緒に来庁をお願いします。

＊顔写真『当町では、**無 料** で写真撮影を行っております。』

２．マイナンバーカードの交付を希望される方（事前に受取のハガキが届いている方）

・「マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書」（ハガキ）
・通知カード（紛失された場合でも交付可能です。）
・本人確認ができる公的な身分証明書（上記１．①、②と同様）
・住民基本台帳カード（所有している方は返納していただきます。）
・１５歳未満の方が交付を受ける際は、「法定代理人」とご一緒に来庁をお願いします。

３．電子証明書の更新をされる方

・マイナンバーカード
・封書により郵送された「電子証明書の有効期限通知書」
・マイナンバーカード申請時に設定した「暗証番号」が必要となります。

４．マイナンバーカードの更新をされる方

・マイナンバーカード
・封書により郵送された「マイナンバーカード・電子証明書の有効期限通知書」
・１５歳未満の方が申請する際は、「法定代理人」とご一緒に来庁をお願いします。

５．健康保険証利用の申込をされる方

・マイナンバーカード
・マイナンバーカード申請時に設定した「暗証番号」が必要となります。

❖現行の健康保険証の新規発行について

現行の健康保険証の新規発行については、**令和６年１２月２日**より終了し、マイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行します。

マイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひ**マイナンバーカードの取得**、マイナンバーカードの**健康保険証利用の申込**を行ってください。

※現在使用している保険証は、その有効期限（最長令和７年１２月１日）まで使用することができます。

表面もご覧ください